

# 資料 2

「配偶者暴力防止法見直し  
の論点について」  
(戒能構成員資料)



# 配偶者暴力防止法見直しの論点について

第3回配偶者暴力防止法見直し検討WG

20210929

戒能民江

# 1. 通報の対象となる暴力の形態

## (1) DV防止法におけるDVの定義と「非身体的暴力」

### <第1章総則>

- 第1条「身体に対する暴力またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」

### <第3章被害者の保護>

- 第6条1項「通報努力義務」身体的暴力に限定
- 第6条2項「通報できる規定」身体的暴力に限定  
    ➔ 第3章に共通（第8条警察官による保護ほか）

# 1. 通報の対象となる暴力の形態

## < 第4章保護命令 >

- 第10条「保護命令申立が可能な被害者の範囲」
  - – 身体的暴力または生命等に対する脅迫を受けた者に限る
    - (2) 通報義務が身体的暴力に限定されている理由
      - 1) 精神的暴力や性的暴力に関する第三者の通報による公的介入が夫婦のプライバシー保護上問題なしとは言えない（南野ほか監修『DV防止法詳解2008年版』）
      - 2) 精神的暴力や性的暴力は犯罪等に該当しない行為を幅広く含み、警察の介入が困難で職務範囲を超えるおそれがある（同上）

## 2. 保護命令が可能となる被害者の範囲

(1) 精神的暴力や性的暴力など非身体的暴力への保護命令範囲の拡大の必要性

1) 最近の統計から

①DV相談プラス（令和2年度「DV相談+（プラス）事業における相談支援の分析に係る調査研究事業報告書」202103）

- 「相談テーマ」精神的DV57.7%、身体的DV30.2%、経済的DV19.4%、性的DV6.4%
- 「一番困っている相談テーマ」精神的DV24.8%、身体的DV8.4%
- 精神的DVと身体的DV、性的DVなど他のDVとの重複→DVの「支配とコントロール」の中核的位置づけ
- 被害者のDV認識「DVかどうかわからない」「相談しにくい」「どこに相談していいかわからない」

## 2. 保護命令が可能となる被害者の範囲

### ②内閣府「男女間における暴力に関する調査」報告書202103

- 配偶者からの暴力の被害経験（女性）
  - 「心理的攻撃」「何度もあった」6.7%、「一二度あった」7.9%
  - 「身体的暴力」「何度もあった」3.4%、「一二度あった」13.6%
- 「心理的攻撃」は繰り返されるという特質、DVの複合性

\* 経年変化を見る必要がある（以前からの傾向）

### 2) DV防止法改正過程における議論（南野ほか前掲書）

2004年及び2007年改正時の議論

刑法の脅迫罪に該当する場合は含む—身体的暴力をその後受ける可能性があるという理屈

→ 「生命等の脅迫を受けた」場合も含むと改正

## 2. 保護命令が可能となる被害者の範囲

### (2) 精神的暴力の定義

1) 相談事例などからの類型化 (よりそい相談事例の分析-山本「よりそいホットライン事業報告書2018」)

- 威圧的・脅迫的態度、ことばの暴力、人格の否定、無視の4カテゴリ

### 2) 諸外国の立法例

①英国2021DV法改正でDA概念に変更 (2021英国司法省報告書)

- 身体的、性的、心理的、経済的DAに加えて、
- 威圧的態度、支配的態度と文化的DAを導入

②台湾1998 家庭暴力防止法 – 制定時から、身体的、精神的侵害 (経済的支配や性的暴力含む)

## 2. 保護命令が可能となる被害者の範囲

### (3) 性的暴力

#### 1) 保護命令の対象範囲に含めることを促進する要因

- ①刑法の「強制性交等罪」に該当する「性暴力・性犯罪」は「性的な性質を持つ身体的侵襲」であり、身体的暴力概念に含まれる
- ②「性犯罪に関する刑事法検討会」報告書202105においても、配偶者間強制性交等を刑法上に明記の方向
- ③「DV対策の今後の在り方」報告書では、トラウマ体験の核、性的DVの与える心身への影響の深刻さ、予期せぬ妊娠や中絶など生命の危険をももたらす点で、身体的暴力と同等に扱うべきとする

#### 2) 課題

性的暴力の定義 国連女性差別撤廃委員会一般勧告35号、イスタンブール条約3条、36条

## 3. 通報や保護命令のありかた

### (1) 通報の意義と課題

#### 1) 通報の目的

- 被害者の安全の確保

#### 2) 医療機関の通報「できる」規定（第6条2項）

- 制定時、義務化には医師会が反対
- 「被害者の意思の尊重」規定（第6条2項但し書き）
- ←ヒアリングにおける実情把握と被害者の要望
- 法施行後、支援団体等からの通報「義務化」の要望

#### 3) 関係機関のDV認識・理解の促進と研修の必要性

### 3. 通報や保護命令のありかた

#### (2) 保護命令の改正課題

- 1) 対象とする暴力および申立人の範囲の拡大 – LGBT (202102日弁連「同性の者も事実上婚姻関係と同様の事情にある者として法の平等な適用を受けるべきことに関する意見書」、デートDV)
- 2) 緊急保護命令制度の創設
- 3) 要件の改正 – 第10条「生命身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」
- 4) 再度申立てではなく延長へ

## 3. 通報や保護命令のありかた

### (3) 保護命令についての制定時・改正時の議論について

①2001制定時の「保護命令制度」導入反対論は、①民事保護命令違反に罰則を科すことは民事と刑事の峻別原則に反すること、②英米法とは異なり、法廷侮辱罪がないこと、③短期間の迅速な審理で財産権などの制限を行うことは精密司法の原則に反すること、などを理由としていたが、中心は「退去命令」であり、「退去命令」は加害者の財産権、居住の自由、生存権に反するとした。また、民法の同居協力義務違反、ストーカー法とのすみわけや裁判所や裁判官数が少ないことも理由となっていた。

- 実務家からは現行「仮処分」制度（民事保全法）の限界が指摘され、罰則付きの特別法立法化の必要性が明らかにされた。
- 法務省、最高裁は特別法の立法は不要であり、現行法制度の活用論を主張した（行政による支援）。
- →参院「共生社会調査会」による議員立法へ

（『堂本暁子のDV施策最前線』新水社、2003、戒能編著『ドメスティック・バイオレンス防止法』尚学社、2001）

## 3. 通報や保護命令のありかた

### ②共生社会調査会の審議における「反対論」

#### ◆「退去命令」への強い反対論（財産権、居住権、生存権侵害）

←公権力による規制の要請がある財産権や居住権によって、国政が最大限に尊重しなければならない生命・身体が自由が制約されてはならない。DV被害は私的問題にとどまらず、財産権等の制約原理である「公共の福祉」に含まれる（個人的な問題にとどまらず、**パブリックな問題**）。

◆刑罰によって担保される将来的な個人の行動制限である保護命令制度の対象となる行為の外延は明確でなければならない（精神的暴力、性的暴力）

← 保護命令の暫時的権利制約性、保護命令違反行為の問題であること（「今後の在り方」）

◆「保護命令の要件」－「重大な」「おそれの大きい」

←保護命令の目的は被害者の安全の迅速な確保、一時的な権利の制約に対して過重な要件であり、いわば刑法犯罪と等しい。

- 1994米国模範法典301条での保護命令申立要件「DV（家族による暴力）を受けている、あるいは受けた人」、2001ドイツ暴力保護法1条「身体、健康、自由を不法に傷つけられた場合」→被害者と加害者の一定の関係性とDVがあったことが要件

## 3. 通報や保護命令のありかた

### ③施行後の運用状況

- DV法施行後20年経過し、DVの**複合性や影響の深刻さ**が明らかになり、社会構造を背景に生じる人権侵害であり、個人の不利益にとどまらず、社会的損失であることにも着目し、社会的に取り組むべき問題であることが明確になった。
- 司法の消極主義は変わらない－退去命令の発令状況（最新のデータ？）、保護命令裁判における裁判官の暴力の過小評価（2010日弁連両性委員会「保護命令制度の運用に関するアンケート報告書」）
- 保護命令違反の検挙件数（2019保護命令認容件数1591件に対して71件）、一貫して低迷

## 4. 逃げない/逃げられないDV被害者への対応

(1) 被害者が逃げることを前提とした現行DV防止法の制度設計からの転換

1) 別れようと思ったが、実際に「別れた」16.3%、「別れない理由」

(内閣府「男女間暴力調査」2020)

2) 被害者が逃げる選択肢しかないことで被る不利益

3) 被害者支援の硬直化

- 「逃げることを前提とした支援」= 一時保護につなぐ支援への特化
- 一時保護以外の支援、一時保護後の継続的支援

4) コロナ禍で顕在化した「経済的DV」(内閣府「経済的圧迫」)

## 4. 逃げない/逃げられないDV被害者への対応

### (2) 被害者の選択を保障する制度設計

#### 1) 内閣府「今後の在り方」

##### 精神的支援とソーシャルワークの「両輪」

➡長崎県、民間委託による「DV被害者自立支援事業」(ステップハウス)

神奈川県、民間委託事業を中長期支援へ

#### 2) 被害者が逃げなくても安全確保できるような制度

①オーストリアDV法(被害者保護法1997) <保護と支援の両輪>  
緊急退去・接近禁止命令+一般的支援(行政)・専門的支援(中長期支援-民間) ➡イスタンブール条約(全国シェルターシンポ2018ヨーロッパ・シェルターネットワーク理事長ローザ・ローガー講演)

## 4. 逃げない/逃げられないDV被害者への対応

### ②ドイツ2001「被害者保護法」(オーストリア法を参考)

- 1999「女性に対する暴力根絶アクションプラン」
- 2001「暴力保護法」被害者の民事的権利の保障－・暴力防止・住居の明け渡し・命令違反に罰則→各州の**警察法**で住居からの退去処分・接近禁止＜被害者の安全を迅速に守るための有効な手段・**危険の迅速な除去を優先＝加害者からの影響力行使の排除**＞
- 警察活動の対象となるDVについて、**独自に基準を策定**←DVの特質（関係性に基づく暴力による支配）を考慮
- 身体損害の有無、器物損壊の有無、住居の平穏の侵害の有無、脅迫の有無、強要の有無、単なるいさかいでないこと、粗暴なふるまいの有無、被害者の自由を奪う行為の有無、強姦に当たる行為の有無
- キール市調査での「精神的DV」分類－不快な言動や感情的爆発、長期の脅迫、嫉妬による日常生活の支配と重大な自由制限、子の誘拐をほのめかす、精神疾患をもたらすほどの精神的暴力

(公文孝佳「ドイツにおけるDV事例の処理」法執行研究会編『法はDV被害者を救えるか』商事法務、2013)

## 5. 被害者支援の観点からの見直し

### (1) DV防止法独自の被害者支援制度

#### 1) DV防止法第2章配偶者暴力相談支援センター等（第3条～第9条）は婦人保護事業の仕組みの転用

婦人保護事業の法的根拠は売春防止法(1956)第4章「保護更生」、実務指針は「婦人保護事業実施要領」（1963）

#### 2) 2004年改正で、被害者の自立支援、国の基本方針、都道府県・市区町の基本計画を追加（第2条以下）

#### 3) 実質的には婦人相談所一時保護所の「DVセンター」化

## 5. 被害者支援の観点からの見直し

### (2) 婦人保護事業による「支援」の限界と女性支援法へ

#### 1) 婦人保護事業の特徴

- 「支援」概念がない（「指導」）、自立支援の仕組みがない、施設主義による集団的支援・単線型支援、**行政主導型**（措置制度、行政裁量）、国の単一事業による事実上の包括的女性支援（対象範囲の拡大で2002以降DV被害者も対象へ）、顕著な地域間の差異とローカルルール

#### 2) 女性支援法立法化へ

- ①2019厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会」の「中間まとめ」－売防法第4章「保護更生」の廃止と女性支援の新たな枠組みの立法化へ
- ②与党PT「法案骨子案」公表後の動き

## 5. 被害者支援の観点からの見直し

(3) DV防止法と女性支援法（仮称）の調整

1) 第2章配暴センターの業務、第3章被害者の保護

①一時保護制度—**一時保護基準**、一時保護におけるDV被害者支援

②**自立支援の制度化**と婦人相談員・婦人保護施設の機能の明確化と専門性の保障、福祉事務所の機能および関係機関との連携強化

③児相との連携

④**民間支援団体**の法的位置づけと財政支援

2) 権利擁護システムと外部評価など

- 一時保護申請に関する「不服申出」
- 一時保護所内の諸規則と市民的自由の保障

## 5. 被害者支援の観点からの見直し

### (4) 積み残しの課題

1) 23条-「国籍」条項→**在留資格**を付加

2) 24条の具体化として**DV予防教育**の義務化

2020「性犯罪・性暴力対策強化方針」

- 台湾-家庭暴力防止法・性暴力犯罪防止法・ジェンダー平等教育法に基づく学校における予防教育の義務化
- 韓国でもDV予防教育導入

\* その他

- 「論点」6. その他の「一時保護判断への司法機関審査の仕組み」の導入には反対←女性支援の専門性が必要